

グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、グリーンアジア国際戦略総合特区における事業効果を広く県内に波及させ、本県の経済の活性化を促進するため、特区事業者と直接取引する福岡県内の中小企業者等が行う設備投資に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。

2 この要綱において、「特区事業者」とは、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項又は同法第27条第1項の規定により課税の特例の適用を受けて行う事業（以下「特区事業」という。）を実施する者をいう。

(補助金の交付対象、交付額等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、グリーンアジア国際戦略総合特区の特区事業者と直接取引する中小企業者又は当該中小企業者を含む複数の中小企業者で構成するグループ（知事が認めるものに限る。）が行う設備（特区事業者が実施する特区事業に関連する事業の用に供される減価償却資産に限る。）の取得に係る経費とし、交付要件、交付額等は別表のとおりとする。

2 次の各号に掲げるものは、補助金交付の対象としない。

- 一 暴力団又は暴力団員
- 二 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号により知事に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2号により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項に規定する知事が定める期日は、交付決定の通知を受けた日から20日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業変更等の承認)

第7条 第5条の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業効率の低下をもたらさないと知事が認めた場合はこの限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(事業遅滞の届出)

第9条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第5号により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速やかに様式第6号により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7号により知事に報告しなければならない。

(補助金の支払の請求)

第12条 補助事業者は、規則第14条の規定による交付額の確定通知を受けたのち、様式第8号により補助金の支払の請求を行うものとする。

(補助金の返還期限)

第13条 規則第17条第1項及び第2項に規定する補助金の返還の期限は、当該返還命令の日から20日以内とする。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び

支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助事業者は、規則第20条の規定により財産の処分について知事の承認を受けようとするときは、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

- 2 知事は、補助事業者が規則第20条の承認を受けて、同条に規定する財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行し、平成25年度から平成31年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月11日から施行し、改正後のグリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備促進補助金交付要綱の規定は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後のグリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備促進補助金交付要綱の規定は、平成30年度の補助金から適用する。

別表

交付要件	補助対象経費	交付額
<p>グリーンアジア国際戦略総合特区の特区事業者と直接取引する中小企業者又は当該中小企業者を含む複数の中小企業者で構成するグループ（知事が認めるものに限る。）であって、以下を満たすこと。</p> <p>(1) グリーンアジア国際戦略総合特区の特区事業者が実施する特区事業に関連する事業の用に供される生産設備の取得額（補助対象経費に限る。）の合計が1,000万円以上、又は開発設備の取得額（補助対象経費に限る。）の合計が500万円以上のいずれかであること。</p> <p>(2) 特区事業者でないこと。</p> <p>(3) 福岡県企業立地促進交付金のグリーンアジア国際戦略総合特区特例の対象となる者でないこと。</p> <p>※グループの場合、(2)、(3)は構成する者すべてが満たすこと。</p>	<p>福岡県内において新設又は増設する設備の購入、設置等に必要経費その他知事が必要と認める経費（土地又は建物の取得に要する経費、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。）</p>	<p>補助対象経費の合計額の100分の15以内の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）</p> <p>ただし、1対象事業につき400万円を上限とする。</p>